

ベビーシッターサービス利用に関する規約

1. 利用対象者

利用対象者は、府中市に住所があり、満1歳未満（多胎児の場合は満3歳未満）の乳幼児の保護者で株式会社パソナフォスター（以下、会社）のシッターサービス（以下、本サービス）の利用申込書に基づく登録手続きを完了したものとする。

2. 対象児童

対象児童は、満1歳未満（多胎児の場合は満3歳未満）のお子様と、その兄弟で小学校就学前までのお子様とする。

3. 保育の内容

府中市の子育て訪問支援券を使用して利用できるシッティングサービスは以下のとおりとする。

- ① 児童の保育
- ② 児童の食事のお世話
- ③ 沐浴（生後2ヶ月まで）
- ④ 医療機関への付添い
- ⑤ 簡単な食事の準備
- ⑥ 保育施設への送迎
- ⑦ 洗濯物干し・取り込み
- ⑧ 生活必需品の買い物
- ⑨ 居室の片付け・掃除

4. サービスの提供曜日、時間

本サービスの提供曜日は日曜日から土曜日までとし、提供時間は午前8時から午後10時までとする。利用者は1日2時間以上かつ30分単位で申込をするものとする。

5. 利用料金

シッターサービスの利用料金は次のとおりとする。（消費税別）

お子様の人数	お子様1人	お子様2人	お子様3人
スタッフ1名 1時間あたり	2,200円	2,700円	3,200円
4人目以降は、保育するお子様が1人増えるごとに500円を加算する。			

6. 利用料金などの支払期日及び支払方法

- 6-1 利用料金等は、毎月末日締めとし、会社から翌月15日までに利用者に請求するものとし、利用者は、請求書を受理した日から10日以内に支払うものとする。
- 6-2 利用料金の支払方法は、銀行振込とし、次の口座に振り込むものとする。

三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店
普通預金 口座番号5510754
株式会社パソナフォスター BS

- 6-3 支払いに係る諸経費は、利用者の負担とする。

7. サービスの申込

利用者は次の方法により、原則として利用日の3営業日前までにサービスの申込をするものとし、個別のシッターに直接依頼することはできないものとする。

- 7-1 電話の場合 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで
- 7-2 メールの場合 24時間受付可能 但し、午後5時30分以降、土日・祝祭日及び年末年始（12月29日～1月4日）の受付に関しては、翌営業日扱いとする。

シッターの選定は、利用者の希望、子どもの年齢、業務内容に応じ、会社に委託するものとする。利用者は、シッター確定後、シッターに直接連絡することは、会社の受付時間外にやむを得ず行う場合を除き行わないものとする。

8. キャンセル

利用者はサービスの利用をキャンセルする場合には、会社に電話で連絡するものとする。

またキャンセル料は以下のとおりとする。

- 8-1 2営業日前の17時30分以降は利用料の50%
- 8-2 1営業日前の17時30分以降は利用料の100%

9. 細則

- 9-1 シッターは、業務終了後、利用者に業務の状況を報告するものとし、報告のための時間は、業務時間に含まれるものとする。
- 9-2 業務が予約時間より早く終了した場合、又は、利用者の都合で業務を打ち切った場合の利用時間は、予約時間によるものとする。
- 9-3 シッターは、予約時間の5分前までに指定された場所に到着するものとし、利用者が必要な打ち合わせ等を行うものとする。
- 9-4 乳幼児（新生児を除く）の入浴は、シッターの業務に含まれるが、浴槽に1人で入ることができるとを条件とし、シッターと一緒に浴槽に入ってお世話することはできないものとする。
- 9-5 利用者は、ペットを飼っている場合に、会社又はシッターから、ペットをサークル・籠に入れるように要請があったときは協力するものとする。
- 9-6 お子様は病気、病後時の場合には、シッターの利用はできないものとする。
また、シッターがお子様に投薬行為を行うことはできないものとする。
- 9-7 調理済みの食事をシッターが電子器具を使って温める行為は業務に含まれるが、シッターが火を使った調理をすることはできないものとする。
- 9-8 シッターの食事は、シッター自らが手当てするものとし、食事料の請求は行わないものとする。